

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年8月14日
【発行者名】	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白勢 菊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JAビル
【事務連絡者氏名】	小 林 徹 也 連絡場所 本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03（5208）5947
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	パインブリッジ・ニューグローバルファンド < 1 年決算タイプ >
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1 兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

パインブリッジ・ニューグローバルファンド＜１年決算タイプ＞

（以下「１年決算タイプ」、「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。）

愛称として「メインアベニュー」という名称を使用する場合があります。なお、「メインアベニュー」という愛称は、当ファンドと運用にかかる「基本方針」、「主要投資対象」、「投資態度」等を等しくし、収益分配の頻度、分配方針を異にする「パインブリッジ・ニューグローバルファンド＜毎月分配タイプ＞」の愛称としても使用される場合があります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。当初元本は１口当たり１円です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）委託会社であるパインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。

前記金額には、申込手数料（当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）は、含まれません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

基準価額とは、純資産総額（信託財産の資産総額から負債総額を控除した額）を計算日における受益権総口数で除して得た額で、当ファンドにおいては１万口当たりの価額で表示されます。

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に３.３％（税抜３.０％）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

（６）【申込単位】

販売会社が、独自に定める単位とします。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2020年8月15日（土）から2021年8月16日（月）まで

申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所（以下「販売会社」ということがあります。）については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、申込金額を販売会社に支払うものとします。

取得申込にかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

申込金額とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に申込手数料を加えた額をいいます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、取得申込をした販売会社にお支払いください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関： 株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

受益権の取得申込は、販売会社において、申込期間中の毎営業日に受付けます。取得申込の受付は、原則として毎営業日の午後3時までの受付を当日の受付とします。この受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日の受付となります。なお、取得申込の受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込を取消することができます。

取得申込者（すでに取引口座をお持ちの方を除きます。）は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得申込を行うものとします。

収益分配金の受取方法には、収益分配時に収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と収益分配金を税引後再投資する「分配金再投資コース」の2つの方法がありますので、取得申込時にご選択ください。なお、原則として取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。

分配金再投資コースを選択した取得申込者は、販売会社との間で「累積投資約款」にしたがい、収益分配金の再投資に関する契約（以下「累積投資契約」または「別に定める契約」ということがあります。）を締結する必要があります。（販売会社によっては、前記契約と同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定が用いられることがあります。）

第二部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****（1）【ファンドの目的及び基本的性格】**

ファンドの目的

この投資信託は、主として「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」および「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を通じて、高格付けの世界主要国（日本を除く）の国債および新成長国の株式への投資を通じて、安定した収益の確保を図るとともに、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単 位 型 投 信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追 加 型 投 信	内 外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル （日本を含まない）	ファミリー ファンド	あ り （ ）
	年2回	日 本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ）	年4回	北 米	ファミリー ファンド	あ り （ ）
	年6回 （隔月）	欧 州		
不動産投信	年12回 （毎月）	ア ジ ア	ファンド・ オブ・ ファンズ	な し
		オセアニア		
その他資産（投資信託証券 （資産複合 資産配分固定型 （株式、債券））	日々	中 南 米	ファンド・ オブ・ ファンズ	な し
	その他 （ ）	アフリカ		
資産複合（ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東（中東）	ファンド・ オブ・ ファンズ	な し
		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義

- ・追加型投信...一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド

- ・海外...目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
 - ・資産複合...目論見書または信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
 - ・その他資産（投資信託証券（資産複合 資産配分固定型（株式、債券）））...目論見書または信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、実質的に株式および債券を主要投資対象とし、組入比率については、固定的とする旨の記載があるもの
 - ・年1回...目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの
 - ・グローバル（日本を含まない）...目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含まない）の資産を源泉とする旨の記載があるもの
 - ・ファミリーファンド...目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの
 - ・為替ヘッジなし...目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの
- 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

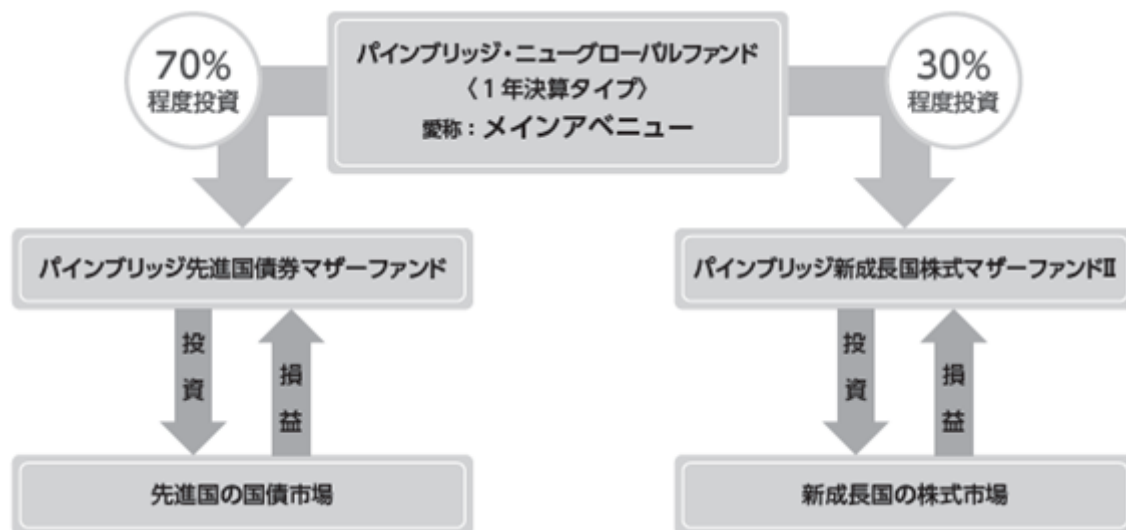
ファンドの特色

- 1) 先進国の国債市場に70%程度、新成長国の株式市場に30%程度、投資することを基本資産配分とします。

- ・2つのマザーファンドを通じて、信用力の高い先進国の国債と、成長が見込める新成長国の株式に投資を行います。

- ・当ファンドは、原則として、ファミリーファンド方式で運用します。

「ファミリーファンド方式」とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みをいいます。なお、マザーファンドは他のベビーファンドと共有することがあります。



先進国の国債市場および新成長国の株式市場への基本資産配分は、世界経済の発展等により、将来変更することがあります。

当ファンドにおいて先進国とは、FTSE世界国債インデックス構成国をもとに、パインブリッジ・インベストメンツが判断した国を指します。また、新成長国とは、経済発展段階にあり、また今後さらに経済成長が見込めるとパインブリッジ・インベストメンツが判断した国（先進国を除く）および地域を指します。なお、新成長国は、「エマージング諸国」や「新興国」と呼ばれることもあります。

2) 「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」は、主として、日本を除く高格付けの世界主要国の国債に投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

・「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」は、環太平洋圏および欧州圏の通貨分散を図りつつ先進主要国の国債に投資し、安定的なインカム収入の獲得を目指します。

3) 「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」は、主として、世界の新成長国の株式に投資します。

・「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」は、今後の経済成長が期待できる新成長国の企業が発行した株式に分散投資し、魅力的なキャピタル収入の獲得を目指します。

・「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」の運用にあたっては、「パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー（PineBridge Investments LLC）」に外貨建て資産の運用の指図に関する権限を委託します。

パインブリッジ・インベストメンツ（委託会社）が属する PineBridge Investments は、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

4) 実質組入れの外貨建て資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。

5) 毎年5月17日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づき、原則として利子・配当等収益および売買益より分配を行うことを目指します。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないことがあります。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。

信託金限度額

1兆円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2007年 6月 7日 ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

2009年12月 1日 ファンドの名称変更（「A I Gニューグローバルファンド＜1年決算タイプ＞」から「パインブリッジ・ニューグローバルファンド＜1年決算タイプ＞」に変更。）

- 2007年 4月 AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。
- 2008年 4月 AIGインベストメンツ株式会社に商号変更。
- 2008年 5月 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（AIG日本証券会社）との事業統合。
- 2009年12月 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に商号変更。

・大株主の状況（2020年6月末日現在）

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
PineBridge Investments Holdings B.V.	Prins Bernhardplein 200 1097 JB Amsterdam The Netherlands	42,000株	100%

- ・当社が属するPineBridge Investmentsは、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

この投資信託は、主として「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」および「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」の受益証券を通じて、高格付けの世界主要国（日本を除く）の国債および新成長国の株式へ投資することにより、安定した収益の確保を図るとともに、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

運用方法

- 「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」に70%程度、「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」に30%程度投資することを基本資産配分とします。基本資産配分は、世界経済の発展等により、将来的に見直しを行うことがあります。
- 「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」は、環太平洋圏および欧州圏の通貨分散を図りつつ先進主要国の国債に投資し、安定的なインカム収入の獲得を目指します。
- 「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」は、今後の経済成長が期待できる新成長国の企業が発行した株式に分散投資し、魅力的なキャピタル収入の獲得を目指します。
- 実質組入れの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - 有価証券
 - デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条に定めるものに限りません。）
 - 金銭債権（イ、ニに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
 - 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形

投資有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、主としてパインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「パインブリッジ先進国債券マザーファ

ンド」および「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」の受益証券および次の有価証券（ただし本邦通貨表示のものに限ることとし、金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的信託にかかる受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りします。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの。
23. 外国の者に対する権利で前記22. の有価証券の性質を有するもの。

なお、前記1. の証券または証書および13. ならびに18. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および13. ならびに18. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. の証券および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

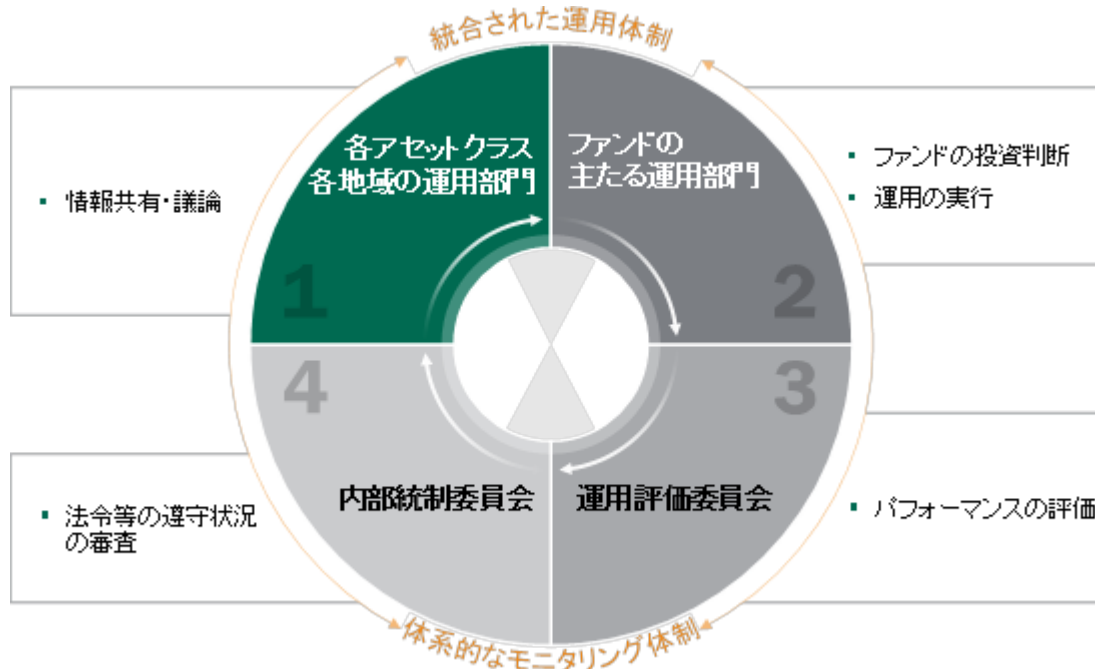
1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6．外国の者に対する権利で前記5．の権利の性質を有するもの

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記の1．から6．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

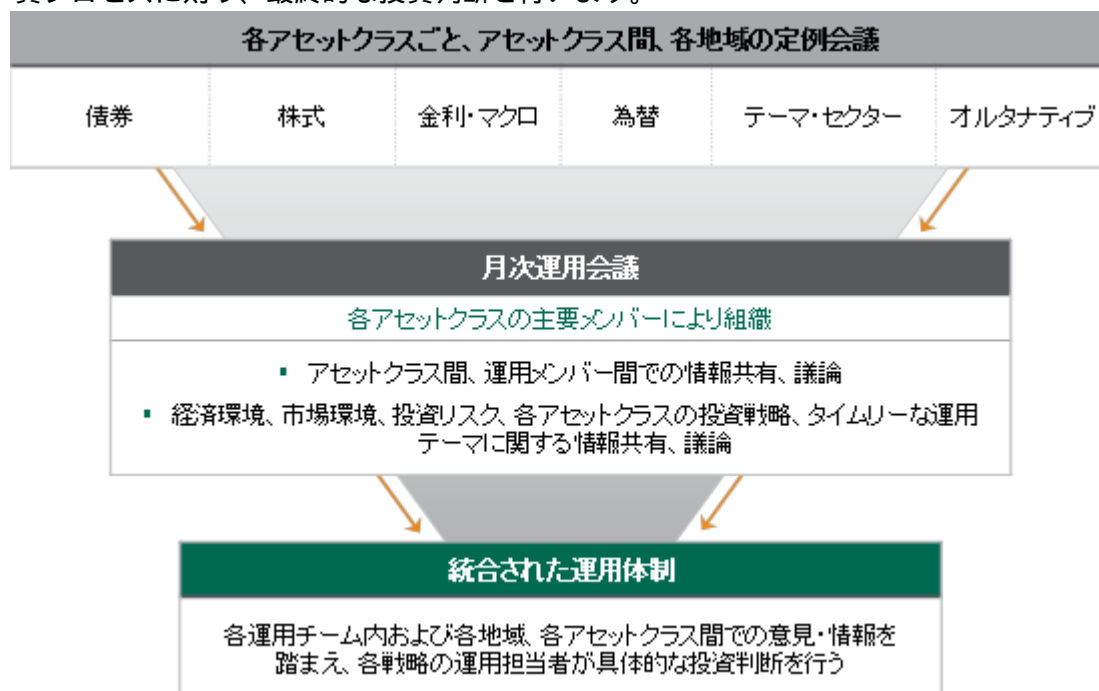
（3）【運用体制】

委託会社の運用体制



1．投資判断

運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門（10名）の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。



2．パフォーマンス評価とリスク管理

- 運用業務部（9名）において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- 法務コンプライアンス部（4名）において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

- ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

3．ファンドの関係法人に対する管理体制

- ・ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。
- ・ファンドの運用に関する権限の委託先に対しては、担当部署において外部委託先が行った日々の約定の確認を行うとともに、法務コンプライアンス部において運用状況のモニタリングを行い、必要に応じて改善を求めます。

4．当ファンドの運用担当者に係る事項

- ・パインブリッジ先進国債券マザーファンド
パインブリッジ・インベストメンツ株式会社 債券運用部
運用担当者：2名、平均運用経験年数：22年
- ・パインブリッジ新成長国株式マザーファンド
パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー エマージング株式運用チーム
運用担当者：2名、平均運用経験年数：29年

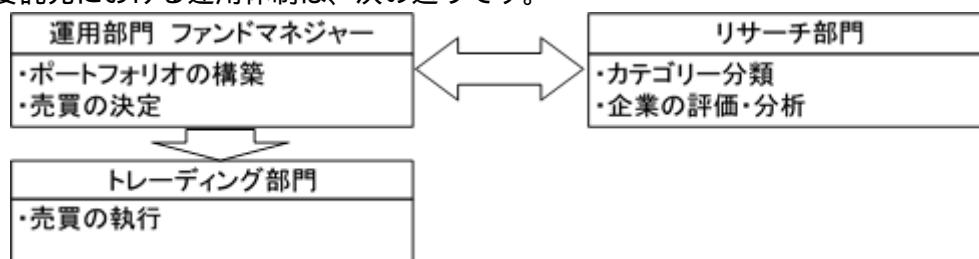
当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

前記の運用体制等は2020年6月末日現在のものであり、今後変更することがあります。

投資顧問会社の運用体制

当ファンドは、「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」の運用に関する権限を、パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーに委託します。

当該委託先における運用体制は、次の通りです。



前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

（４）【分配方針】

原則として、毎年5月17日（休業日の場合は翌営業日）に以下の方針に基づいて分配を行います。

- 1）分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。以下同じ。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。以下同じ。）の全額とします。
- 2）分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3）留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1）信託財産に属する利子・配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とみなし配当等収益との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

- 2) 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 3) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

- 1) 収益分配金は、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
- 2) 前記1)の規定にかかわらず、累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3) 前記1)に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4) 受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定める投資制限 >

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建て資産への実質投資割合には、制限を設けません。

投資する株式等の範囲

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- 2) 前記1)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付ることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 前記の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求、ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）ならびに有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに（2）投資対象 1.から6.までに掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本項で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建て有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建て資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項で規定す

る全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- 3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに（2）投資対象 1.から6.までに掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに（2）投資対象 1.から6.までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建て資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建て資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建て組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建て資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

特別の場合の外貨建て有価証券への投資制限

外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建て資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建て資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建て資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%以内、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、

委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<法令等による投資制限>

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（ご参考）**《 1 》パインブリッジ先進国債券マザーファンドの概要****1．基本方針**

この投資信託は、主として日本を除く高格付けの世界主要国の国債に投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

2．運用方法**（ 1 ）投資対象**

A格以上の格付けを有する世界各国の国債を主要投資対象とします。

（ 2 ）投資態度

主として日本を除く世界主要国の高格付けの国債に投資し、安定したインカム収入の確保を目指して運用します。

環太平洋圏への組入比率50%、欧州圏への組入比率50%を基本通貨配分とし、各国の金利水準および為替水準等を勘案した上で、ポートフォリオを構築します。

外貨建て資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。

組入対象となる世界主要国の国債は、A - またはA3格相当以上の格付けを取得している銘柄、またはそれに準ずる銘柄に限定します。

資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

（ 3 ）投資制限

株式への投資は、転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の転換あるいは行使により取得したものへの投資に限るものとします。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建て資産への投資割合には、制限を設けません。

有価証券先物取引等は、信託約款に定める範囲で行います。

《2》パインブリッジ新成長国株式マザーファンド の概要

1．基本方針

この投資信託は、主として世界の新成長国の株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

2．運用方法

（1）投資対象

世界の新成長国の株式を主要投資対象とします。

（2）投資態度

主として世界の新成長国の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

株式への投資にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析およびバリュエーション分析等によって長期的な成長が期待できる銘柄に分散投資します。

株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

組入外貨建て資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用にあたっては、パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーに外貨建て資産の運用の指図に関する権限を委託します。

（3）投資制限

株式への投資には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建て資産への投資には制限を設けません。

有価証券先物取引等は、信託約款に定める範囲で行います。

3【投資リスク】

（１）当ファンドのリスク

当ファンドは、主として2つのマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に先進国の公社債および新成長国の株式など値動きのある有価証券等（外貨建て資産には為替変動リスクもあります。）を主要投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましては、ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みください。当ファンドが有する主なリスク要因として、以下の項目が挙げられます。

価格変動リスク

当ファンドが投資する公社債および株式は、一般に、経済・社会情勢、発行体の信用状況、経営・財務状況、企業業績ならびに市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

為替変動リスク

当ファンドは外貨建ての公社債および株式に投資しますので、為替変動リスクを伴います。一般的に外国為替相場は、金利動向、政治・経済情勢、需給その他様々な要因により変動します。この影響を受け外貨建て資産の価格が変動し、基準価額が下落することがあります。

信用リスク

組入有価証券等の発行体および取引の相手先の倒産や経営・財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・元本・償還金の支払不能または債務不履行（デフォルト）等の影響を受け、基準価額が下落することがあります。

金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

流動性リスク

組入有価証券等を売買しようとする場合に、当該有価証券等の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。特に、新成長国への投資には、先進国と比較して政治・経済およびの社会情勢の変化が有価証券の価格および通貨取引に及ぼす影響が相対的に高い可能性があります。

その他のリスク・留意点

1）カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引、為替取引等の相対取引を行うことがありますが、これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

2）有価証券先物等に伴うリスク

当ファンドでは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価格は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。

3）収益分配に関わるリスク

年1回の決算日に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないことがあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

4）解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却（先物取引については反対売買）しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

5）資産規模に関するリスク

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

6) 繰上償還に関わる留意点

ファンドの残存口数が5億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

7) 取得申込、解約請求等に関する留意点

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で取得申込および解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けた取得申込および解約請求を取消することがあります。

8) ファミリーファンド方式に関する留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

9) 収益分配金に関する留意点

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

10) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

1) 運用業務部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

2) 法務コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

3) 内部統制委員会

月1回開催、法務コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

4) 運用評価委員会

月1回以上開催、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

投資顧問会社におけるリスク管理体制

パインブリッジ新成長国株式マザーファンドの投資顧問会社におけるリスク管理体制は、次の通りです。

1) リスク管理部門においては、運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングし、問題点が発生した場合は、ファンドマネジャーに是正勧告を行うとともに売買監視委員会に報告します。

2) 売買監視委員会は、四半期毎にチェック状況等につき審議します。

3) パフォーマンス評価部門において、運用実績の評価分析を行い運用に反映します。

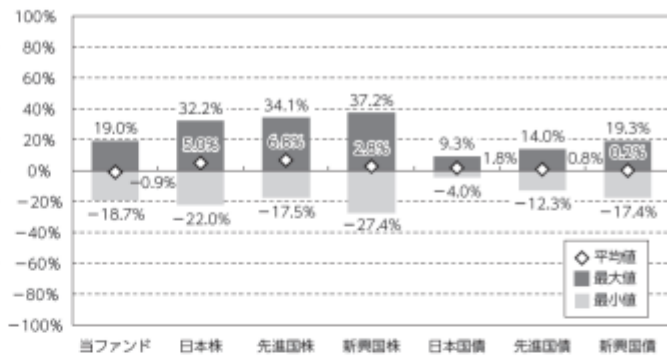
前記のリスク管理体制等は、今後変更することがあります。

< 参考情報 >

< 年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 >



< 代表的な資産クラスとの騰落率の比較 >



※代表的な資産クラスとの騰落率の比較は、2015年7月～2020年6月の5年間の各月末における1年騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したもので、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※騰落率は税引前の収益分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

●各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数（TOPIX）配当込み

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（配当込み・円ベース）

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）

新興国債：JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

東証株価指数（TOPIX）配当込みは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。

MSCI コクサイ・インデックス（配当込み・円ベース）および MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円ベース）は、MSCI Inc. が開発した指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が作成している指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により算出および公表されている債券指数であり、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）は、J.P. Morgan Securities LLC が算出・公表する指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%（税抜3.0%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。（申込手数料は、当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）

ただし、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

申込手数料は、商品説明、募集・販売の取扱事務等の対価です。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.43%（税抜年1.3%）の率を乗じて得た金額とします。なお、委託会社、受託会社および販売会社の配分についての内訳は次の通りです。（信託報酬は、当該報酬にかかる消費税等に相当する額を含みます。以下同じ。）

	各販売会社の純資産残高		
	200億円未満の部分	200億円以上 500億円未満の部分	500億円以上の部分
信託報酬	1.43%（税抜1.3%）		
（委託会社）	0.693% （税抜0.63%）	0.638% （税抜0.58%）	0.583% （税抜0.53%）
（販売会社）	0.66% （税抜0.6%）	0.715% （税抜0.65%）	0.77% （税抜0.7%）
（受託会社）	0.077% （税抜0.07%）	0.077% （税抜0.07%）	0.077% （税抜0.07%）

販売会社の純資産残高は「パインブリッジ・ニューグローバルファンド＜毎月分配タイプ＞」と「パインブリッジ・ニューグローバルファンド＜1年決算タイプ＞」の合計額とします。

委託会社の受取る報酬には、マザーファンドの運用の権限を委託する投資顧問会社への報酬、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および目論見書・運用報告書の作成等に要する費用が含まれます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎決算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払うものとします。

なお、「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」の運用にかかる権限の委託先への報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.45%以内の率を乗じて得た額とし、マザーファンドの毎計算期間の末日において、委託会社が受取る報酬から支払うものとします。

信託報酬は、運用期間中の基準価額に信託報酬率を乗じたものです。委託会社の受取り分は、委託した資金の運用、交付運用報告書等の作成、ファンドの監査等の対価です。販売会社取り分は、交付運用報告書等各種資料の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。受託会社取り分は、運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価です。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は信託財産から支払われます。

証券取引に伴う手数料等、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産から支払われます。このほか、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産から支払われます。

信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産から支払われます。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

その他手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法等を記載しておりません。

売買委託手数料は、有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料です。

保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転に要する費用です。

前記（１）から（４）の費用・手数料等には、保有期間に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となります。

法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

原則として、配当控除・益金不算入制度の適用はありません。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

外貨建て資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

* 1 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

* 2 元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

前記は2020年6月末日現在のものであり、税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2020年6月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	56,309,267	97.87
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,226,114	2.13
合計（純資産総額）		57,535,381	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

1．組入上位銘柄（2020年6月30日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託 受益証券	パインブリッジ 先進国債券 マザーファンド	27,357,250	1.4147	38,702,302	1.4684	40,171,385	69.82
日本	親投資信託 受益証券	パインブリッジ 新成長国株式 マザーファンド	17,610,086	0.7886	13,887,313	0.9164	16,137,882	28.05

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率です。

2．種類別及び業種別投資比率（2020年6月30日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.87
合計	97.87

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率です。以下同じ。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産価額（円）		基準価額（円）	
第4期末 (2011年5月17日)	(分配付)	233,429,353	(分配付)	8,078
	(分配落)	231,984,472	(分配落)	8,028
第5期末 (2012年5月17日)	(分配付)	169,114,080	(分配付)	7,259
	(分配落)	167,949,165	(分配落)	7,209
第6期末 (2013年5月17日)	(分配付)	189,799,441	(分配付)	9,644
	(分配落)	188,815,408	(分配落)	9,594
第7期末	(分配付)	147,763,901	(分配付)	9,606

(2014年5月19日)	(分配落)	146,994,757	(分配落)	9,556
第8期末	(分配付)	129,742,833	(分配付)	10,536
(2015年5月18日)	(分配落)	129,127,145	(分配落)	10,486
第9期末	(分配付)	95,380,642	(分配付)	8,815
(2016年5月17日)	(分配落)	94,839,604	(分配落)	8,765
第10期末	(分配付)	102,861,384	(分配付)	9,606
(2017年5月17日)	(分配落)	102,325,979	(分配落)	9,556
第11期末	(分配付)	72,475,447	(分配付)	9,848
(2018年5月17日)	(分配落)	72,107,495	(分配落)	9,798
第12期末	(分配付)	59,569,905	(分配付)	9,267
(2019年5月17日)	(分配落)	59,248,480	(分配落)	9,217
第13期末	(分配付)	53,867,643	(分配付)	9,002
(2020年5月18日)	(分配落)	53,568,438	(分配落)	8,952
2019年 6月末日		60,614,428		9,363
7月末日		60,514,308		9,337
8月末日		58,897,142		9,077
9月末日		59,530,962		9,218
10月末日		60,888,408		9,417
11月末日		60,627,928		9,455
12月末日		59,007,261		9,683
2020年 1月末日		58,074,846		9,563
2月末日		56,663,637		9,497
3月末日		52,923,430		8,860
4月末日		54,123,933		9,053
5月末日		55,239,280		9,181
6月末日		57,535,381		9,554

【分配の推移】

期 間		1万口当たりの分配金
第4期	自 2010年 5月18日	50円
	至 2011年 5月17日	
第5期	自 2011年 5月18日	50円
	至 2012年 5月17日	
第6期	自 2012年 5月18日	50円
	至 2013年 5月17日	
第7期	自 2013年 5月18日	50円
	至 2014年 5月19日	
第8期	自 2014年 5月20日	50円
	至 2015年 5月18日	
第9期	自 2015年 5月19日	50円
	至 2016年 5月17日	
第10期	自 2016年 5月18日	50円
	至 2017年 5月17日	

第11期	自 2017年 5月18日	50円
	至 2018年 5月17日	
第12期	自 2018年 5月18日	50円
	至 2019年 5月17日	
第13期	自 2019年 5月18日	50円
	至 2020年 5月18日	

【収益率の推移】

期 間		収益率
第4期	自 2010年 5月18日	1.0%
	至 2011年 5月17日	
第5期	自 2011年 5月18日	9.6%
	至 2012年 5月17日	
第6期	自 2012年 5月18日	33.8%
	至 2013年 5月17日	
第7期	自 2013年 5月18日	0.1%
	至 2014年 5月19日	
第8期	自 2014年 5月20日	10.3%
	至 2015年 5月18日	
第9期	自 2015年 5月19日	15.9%
	至 2016年 5月17日	
第10期	自 2016年 5月18日	9.6%
	至 2017年 5月17日	
第11期	自 2017年 5月18日	3.1%
	至 2018年 5月17日	
第12期	自 2018年 5月18日	5.4%
	至 2019年 5月17日	
第13期	自 2019年 5月18日	2.3%
	至 2020年 5月18日	

（注）収益率は、以下の計算式により算出しております。

$$\text{収益率} = (\text{当期末分配落基準価額} + \text{当期分配金額} - \text{前期末分配落基準価額}) \div \text{前期末分配落基準価額} \times 100$$

（４）【設定及び解約の実績】

		設定口数	解約口数
第4期	自 2010年 5月18日	10,596,805	80,451,389
	至 2011年 5月17日		
第5期	自 2011年 5月18日	5,684,691	61,677,738
	至 2012年 5月17日		
第6期	自 2012年 5月18日	3,392,805	39,569,282
	至 2013年 5月17日		
第7期	自 2013年 5月18日	2,148,177	45,125,900
	至 2014年 5月19日		

第8期	自 2014年 5月20日	1,751,808	32,443,107
	至 2015年 5月18日		
第9期	自 2015年 5月19日	1,555,102	16,485,124
	至 2016年 5月17日		
第10期	自 2016年 5月18日	1,652,076	2,778,581
	至 2017年 5月17日		
第11期	自 2017年 5月18日	1,406,725	34,897,414
	至 2018年 5月17日		
第12期	自 2018年 5月18日	1,202,829	10,508,128
	至 2019年 5月17日		
第13期	自 2019年 5月18日	1,176,747	5,620,768
	至 2020年 5月18日		

（注）上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

（ご参考）マザーファンドの運用状況

《 1 》パインブリッジ先進国債券マザーファンド

（ 1 ）投資状況

（ 2020年6月30日現在 ）

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	645,896,249	22.75
	フランス	409,384,722	14.42
	オーストラリア	394,230,853	13.89
	ドイツ	366,301,871	12.90
	イギリス	266,145,765	9.38
	スウェーデン	259,190,533	9.13
	カナダ	258,703,749	9.11
	小 計	2,599,853,742	91.58
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		238,901,581	8.42
合計（純資産総額）		2,838,755,323	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

（ 2 ）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

1．組入銘柄（2020年6月30日現在）

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,600,000	17,263.41	621,483,040	17,229.56	620,264,230	4.75	2037/2/15	21.85
フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT	2,500,000	16,328.12	408,203,057	16,375.38	409,384,722	6.00	2025/10/25	14.42
ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHL AND	2,000,000	18,359.36	367,187,208	18,315.09	366,301,871	6.50	2027/7/4	12.90
イギリス	国債証券	UK TREASURY	1,150,000	23,227.82	267,119,941	23,143.11	266,145,765	4.75	2038/12/7	9.38
スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT	19,700,000	1,315.66	259,185,118	1,315.68	259,190,533	2.50	2025/5/12	9.13
カナダ	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT	2,250,000	11,568.62	260,294,130	11,497.94	258,703,749	5.75	2029/6/1	9.11
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,350,000	9,466.38	222,460,114	9,435.87	221,742,953	4.75	2027/4/21	7.81
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,100,000	8,252.39	173,300,315	8,213.70	172,487,900	5.75	2022/7/15	6.08
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	200,000	12,869.87	25,739,759	12,816.00	25,632,019	6.25	2023/8/15	0.90

（注）帳簿価額および評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

2．種類別及び業種別投資比率（2020年6月30日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	91.58

合計	91.58
----	-------

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率です。以下同じ。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《２》パインブリッジ新成長国株式マザーファンド

（１）投資状況

（２０２０年６月３０日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	ケイマン	58,450,668	27.10
	台湾	29,925,109	13.87
	インド	24,148,771	11.19
	ブラジル	14,866,700	6.89
	韓国	13,411,224	6.22
	ポーランド	7,446,567	3.45
	ギリシャ	6,775,521	3.14
	中国	6,145,885	2.85
	インドネシア	5,493,736	2.55
	チェコ	5,282,641	2.45
	ハンガリー	4,885,812	2.26
	メキシコ	4,726,805	2.19
	バミューダ	4,174,170	1.93
	香港	4,092,855	1.90
	パナマ	3,694,841	1.71
	キプロス	3,112,738	1.44
	アメリカ	2,849,055	1.32
	南アフリカ	2,755,713	1.28
	タイ	2,514,457	1.17
	小 計	204,753,268	94.91
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		10,970,376	5.09
合計（純資産総額）		215,723,644	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

１．組入上位30銘柄（２０２０年６月３０日現在）

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
ケイマン	株式	PINDUODUO INC-ADR	小売	1,868	6,604.46	12,337,135	9,424.01	17,604,065	8.16
台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	5,800	1,500.15	8,700,870	2,062.25	11,961,050	5.54
インド	株式	HINDUSTAN UNILEVER LTD	家庭用品・パーソナル用品	2,925	2,941.85	8,604,927	3,143.44	9,194,585	4.26
ブラジル	株式	MAGAZINE LUIZA SA	小売	5,900	1,136.15	6,703,337	1,403.27	8,279,301	3.84
ケイマン	株式	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4,000	1,877.89	7,511,560	2,066.93	8,267,720	3.83
ポーランド	株式	DINO POLSKA SA	食品・生活必需品 小売り	1,383	4,313.62	5,965,738	5,384.35	7,446,567	3.45

ケイマン	株式	SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	耐久消費財・アパレル	5,586	1,261.61	7,047,357	1,314.24	7,341,372	3.40
インド	株式	SHREE CEMENT LTD	素材	222	28,137.57	6,246,542	32,172.40	7,142,274	3.31
ギリシャ	株式	JUMBO SA	小売	3,535	1,776.24	6,279,020	1,916.69	6,775,521	3.14
ケイマン	株式	ASM PACIFIC TECHNOLOGY	半導体・半導体製造装置	5,600	1,091.15	6,110,440	1,135.63	6,359,528	2.95
台湾	株式	LARGAN PRECISION CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	440	14,634.41	6,439,144	14,381.00	6,327,640	2.93
ケイマン	株式	CHAILEASE HOLDING CO LTD	各種金融	13,000	394.83	5,132,818	438.00	5,694,000	2.64
韓国	株式	KOH YOUNG TECHNOLOGY INC	半導体・半導体製造装置	621	7,857.00	4,879,197	8,874.00	5,510,754	2.55
ケイマン	株式	MEITUAN DIANPING-CLASS B	小売	2,300	1,774.22	4,080,722	2,386.63	5,489,249	2.54
チェコ	株式	KOMERCNI BANKA AS	銀行	2,054	2,356.37	4,839,985	2,571.87	5,282,641	2.45
韓国	株式	LG CHEM LTD	素材	114	35,005.92	3,990,675	44,055.00	5,022,270	2.33
ハンガリー	株式	OTP BANK PLC	銀行	1,258	3,316.97	4,172,760	3,883.79	4,885,812	2.26
メキシコ	株式	GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	素材	19,200	225.45	4,328,655	246.18	4,726,805	2.19
インド	株式	DIVI'S LABORATORIES LTD	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,398	3,362.68	4,701,038	3,335.90	4,663,594	2.16
台湾	株式	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LT	半導体・半導体製造装置	18,000	242.36	4,362,480	245.64	4,421,610	2.05
バミューダ	株式	HAIER ELECTRONICS GROUP CO	耐久消費財・アパレル	13,000	284.25	3,695,315	321.09	4,174,170	1.93
香港	株式	SUN HUNG KAI PROPERTIES	不動産	3,000	1,342.74	4,028,220	1,364.28	4,092,855	1.90
台湾	株式	MERIDA INDUSTRY CO LTD	耐久消費財・アパレル	5,000	562.10	2,810,500	751.90	3,759,500	1.74
パナマ	株式	COPA HOLDINGS SA-CLASS A	運輸	665	5,296.80	3,522,372	5,556.15	3,694,841	1.71
中国	株式	ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRI H	資本財	13,500	325.95	4,400,393	269.66	3,640,410	1.69
台湾	株式	TAIWAN UNION TECHNOLOGY CORP	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6,620	525.60	3,479,472	521.95	3,455,309	1.60
インド	株式	BAJAJ FINANCE LTD	各種金融	765	2,902.80	2,220,645	4,115.44	3,148,318	1.46
キプロス	株式	TCS GROUP HOLDING -REG S	銀行	1,389	1,568.69	2,178,917	2,240.99	3,112,738	1.44
ブラジル	株式	RAIA DROGASIL SA	食品・生活必需品 小売り	1,400	2,049.40	2,869,162	2,197.08	3,075,916	1.43
インドネシア	株式	PT BANK BTPN SYARIAH TBK	銀行	121,000	15.80	1,912,768	24.01	2,905,936	1.35

（注）帳簿価額および評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

２．種類別及び業種別投資比率（2020年6月30日現在）

種類	国内 / 外国	業種	投資比率（％）
株式	外国	小売	17.68
		半導体・半導体製造装置	13.10
		素材	11.27
		銀行	8.70
		耐久消費財・アパレル	7.08
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.99
		家庭用品・パーソナル用品	5.26
		食品・生活必需品小売り	4.88
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.53
		各種金融	4.20
		不動産	3.05
		資本財	3.00
		運輸	2.34
		ソフトウェア・サービス	1.33
		消費者サービス	1.32
		電気通信サービス	1.17
合 計			94.91

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類および業種の時価比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報

基準価額・純資産の推移

(過去10年間／2010年6月末～2020年6月末)



※上記の分配金込み基準価額は、過去に支払われた分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2020年 5 月	50円	2018年 5 月	50円	2016年 5 月	50円
2019年 5 月	50円	2017年 5 月	50円	設定来累計	650円

主要な資産の状況

(2020年6月末現在)

パインブリッジ先進国債券マザーファンド	69.82%
パインブリッジ新成長国株式マザーファンドⅡ	28.05%
キャッシュ等	2.13%

● パインブリッジ先進国債券マザーファンドの主要な資産の状況

国名	銘柄名	クーポン (%)	償還日	投資比率 (%)
アメリカ	US TREASURY N/B	4.75	2037/2/15	21.85
フランス	FRANCE GOVERNMENT	6.00	2025/10/25	14.42
ドイツ	BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND	6.50	2027/7/4	12.90
イギリス	UK TREASURY	4.75	2038/12/7	9.38
スウェーデン	SWEDISH GOVERNMENT	2.50	2025/5/12	9.13

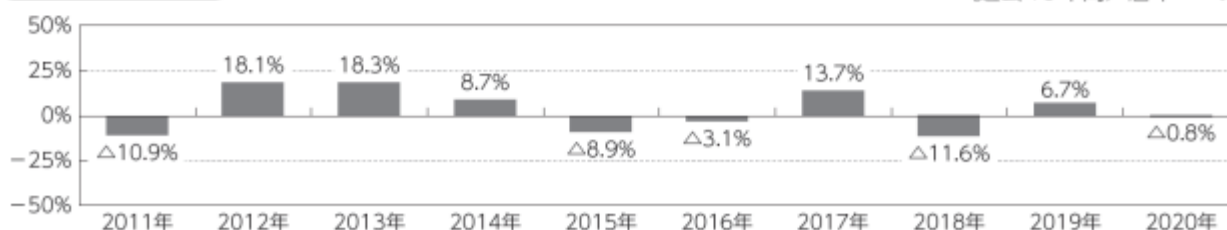
※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。(以下同じ。)

● パインブリッジ新成長国株式マザーファンドⅡの主要な資産の状況

国名	銘柄名	業種	投資比率 (%)
ケイマン	PINDUODUO INC-ADR	小売	8.16
台湾	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	5.54
インド	HINDUSTAN UNILEVER LTD	家庭用品・パーソナル用品	4.26
ブラジル	MAGAZINE LUIZA SA	小売	3.84
ケイマン	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.83

年間収益率の推移

(過去10年間／暦年ベース)



※ファンドの収益率は、分配金込み基準価額を基に算出しています。また、2020年は年初から6月末までの騰落率を表示しています。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）取得申込の受付

申込期間：2020年8月15日（土）から2021年8月16日（月）まで

申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

受益権の取得申込は、原則として、申込期間中の販売会社の営業日に受付けます。取得申込の受付時間は、原則として、営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日のお取扱いとなります。なお、受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

運用の基本方針等の観点から、受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込を取消することができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（2）申込単位・申込価額

収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と分配金を税引き後再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。なお、原則として、取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。いずれのコースでも、申込単位は販売会社が定めるものとします。

販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合や、申込単位、取扱コースが異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に3.3%（税抜3.0%）の率を乗じて得た額を上限として、各販売会社が独自に定める申込手数料を加算した価額とします。なお、収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。なお、販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

一部解約の実行請求は、原則として、販売会社の営業日に受付けます。解約請求の受付時間は、原則として、営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。

一部解約の価額は、一部解約の実行請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とし、委託会社の営業日に日々算出されます。一部解約の価額は、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行請求を取消すことができます。

前記により一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行請求を受付けたものとして、前記の規定に基づき算出された価額とします。

解約代金のお支払いは、解約請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。

組入マザーファンド受益証券の評価は、原則として計算日におけるマザーファンドの基準価額により評価します。マザーファンドにおける組入外国公社債の評価は、原則として計算日の前営業日付の証券会社・銀行等が提示する価額（ただし、売気配相場を除く）、または価格情報会社の提供する価額のいずれかにより評価します。マザーファンドにおける組入外国株式の評価は、原則として取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

外貨建て資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権は、2007年1月4日より、振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、無期限とします。

信託期間を繰上げて償還することがあります。（後記（5）その他 信託の終了 をご参照ください。）

(4)【計算期間】

原則として、毎年5月18日から翌年5月17日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

(5)【その他】

信託の終了

1) 投資信託契約の解約

1. 委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 2. 委託会社は、前記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の投資信託契約の解約をしません。
 5. 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 6. 前記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3.の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 2) 投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了
1. 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
 2. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記信託約款の変更4)に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- 3) 受託会社の辞任および解任の場合の信託終了
- 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は信託約款の規定にしたがい新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
- 1) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - 2) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- 信託約款の変更
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
 - 2) 委託会社は、前記1)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - 3) 前記2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- 4) 前記3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1)の信託約款を変更しません。
- 5) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1)から5)までの規定にしたがいます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用報告書

委託会社は、原則として、年1回（毎年5月）および償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書は知られたる受益者に対して交付します。運用報告書（全体版）は受益者の請求により交付されますので、請求される受益者の方は販売会社までお問い合わせください。

また、委託会社のホームページにて入手することもできます。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ

<https://www.pinebridge.co.jp/>

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係会社との契約の更改

1) 販売会社との契約

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

2) 投資顧問会社との契約

委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間に締結する契約で、信託財産の運用指図権限の範囲、議決権の行使、発注権限、運用状況の報告、報酬等が定められています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

収益分配金に対する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、収益分配金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。分配金再投資コースの収益分配金は、原則として、税引き後、無手

数料で決算日の翌営業日に自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、信託財産の一部解約の実行を請求する権利を有します。

一部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社において支払われます。

償還金に対する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として償還日から起算して5営業日までに販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、償還金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

反対者の買取請求権

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間（2019年5月18日から2020年5月18日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

パインブリッジ・ニューグローバルファンド<1年決算タイプ>

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第12期 (2019年5月17日現在)	第13期 (2020年5月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,090,056	1,183,494
親投資信託受益証券	57,898,718	53,089,614
流動資産合計	59,988,774	54,273,108
資産合計	59,988,774	54,273,108
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	321,425	299,205
未払解約金	-	302
未払受託者報酬	22,554	21,821
未払委託者報酬	396,313	383,341
未払利息	2	1
流動負債合計	740,294	704,670
負債合計	740,294	704,670
純資産の部		
元本等		
元本	64,285,144	59,841,123
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,036,664	6,272,685
（分配準備積立金）	12,500,863	12,109,775
元本等合計	59,248,480	53,568,438
純資産合計	59,248,480	53,568,438
負債純資産合計	59,988,774	54,273,108

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第12期 自 2018年5月18日 至 2019年5月17日	第13期 自 2019年5月18日 至 2020年5月18日
営業収益		
有価証券売買等損益	2,617,633	309,104
営業収益合計	2,617,633	309,104
営業費用		
支払利息	510	416
受託者報酬	47,239	44,699
委託者報酬	829,846	785,286
営業費用合計	877,595	830,401
営業利益又は営業損失（ ）	3,495,228	1,139,505
経常利益又は経常損失（ ）	3,495,228	1,139,505
当期純利益又は当期純損失（ ）	3,495,228	1,139,505
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	104,797	149,921
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,482,948	5,036,664
剰余金増加額又は欠損金減少額	212,121	440,089
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	212,121	440,089
剰余金減少額又は欠損金増加額	53,981	87,479
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	53,981	87,479
分配金	321,425	299,205
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,036,664	6,272,685

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 2020年5月17日が休日のため、当計算期間末日を2020年5月18日としており、このため当計算期間は367日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第12期 (2019年5月17日現在)	第13期 (2020年5月18日現在)
1. 期首元本額	73,590,443円	64,285,144円
期中追加設定元本額	1,202,829円	1,176,747円
期中一部解約元本額	10,508,128円	5,620,768円
2. 受益権の総数	64,285,144口	59,841,123口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,036,664円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は6,272,685円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第12期 自 2018年5月18日 至 2019年5月17日	第13期 自 2019年5月18日 至 2020年5月18日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該委託に要する費用	58,898円	54,241円
2. 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	1,308,457円	986,247円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	1,257,583円	1,385,889円
分配準備積立金額	11,513,831円	11,422,733円
当ファンドの分配対象収益額	14,079,871円	13,794,869円
当ファンドの期末残存口数	64,285,144口	59,841,123口
1万口当たり収益分配対象額	2,190.22円	2,305.24円
1万口当たり分配金額	50.00円	50.00円
収益分配金金額	321,425円	299,205円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第12期 自 2018年5月18日 至 2019年5月17日	第13期 自 2019年5月18日 至 2020年5月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、親投資信託受益証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第12期 (2019年5月17日現在)	第13期 (2020年5月18日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第12期 (2019年5月17日現在)	第13期 (2020年5月18日現在)
	当計算期間の損益 に含まれた評価差額	当計算期間の損益 に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,645,199	566,194
合計	2,645,199	566,194

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	第12期 (2019年5月17日現在)	第13期 (2020年5月18日現在)
1口当たり純資産額	0.9217円	0.8952円
(1万口当たり純資産額)	(9,217円)	(8,952円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表（2020年5月18日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	パインブリッジ先進国債券マザーファンド	27,710,682	39,202,301	
		パインブリッジ新成長国株式マザーファンド	17,610,086	13,887,313	
合計			45,320,768	53,089,614	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」および「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」の各受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	注記 事項	(2019年5月17日現在)	(2020年5月18日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		46,356,160	98,665,566
金銭信託		311,534	805,214
コール・ローン		74,607,140	82,384,550
国債証券		3,246,553,165	2,595,595,365
未収利息		53,820,730	41,511,637
流動資産合計		3,421,648,729	2,818,962,332
資産合計		3,421,648,729	2,818,962,332
負債の部			
流動負債			
未払利息		102	112
流動負債合計		102	112
負債合計		102	112
純資産の部			
元本等			
元本		2,481,812,627	1,992,614,580
剰余金			
剰余金又は欠損金（　）		939,836,000	826,347,640
元本等合計		3,421,648,627	2,818,962,220
純資産合計		3,421,648,627	2,818,962,220
負債純資産合計		3,421,648,729	2,818,962,332

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月26日から11月25日まで、および11月26日から翌年5月25日までであります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）または価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2019年5月17日現在)	(2020年5月18日現在)
1. 期首元本額	3,163,523,162円	2,481,812,627円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	681,710,535円	489,198,047円
元本の内訳		
ファンド名		
パインブリッジ世界国債インカムオープン「毎月タイプ」	2,105,688,130円	1,667,284,881円
パインブリッジ世界国債インカムオープン「年金タイプ」	202,277,598円	170,300,953円
パインブリッジ・ニューグローバルファンド<毎月分配タイプ>	144,148,762円	127,318,064円
パインブリッジ・ニューグローバルファンド<1年決算タイプ>	29,698,137円	27,710,682円
合計	2,481,812,627円	1,992,614,580円
2. 受益権の総数	2,481,812,627口	1,992,614,580口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2018年5月18日 至 2019年5月17日	自 2019年5月18日 至 2020年5月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、国債証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2019年5月17日現在)	(2020年5月18日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	(2019年5月17日現在)	(2020年5月18日現在)
	当計算期間の損益 に含まれた評価差額	当計算期間の損益 に含まれた評価差額
国債証券	86,990,626	92,556,463
合計	86,990,626	92,556,463

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における監査対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	(2019年5月17日現在)	(2020年5月18日現在)
1口当たり純資産額	1.3787円	1.4147円
(1万口当たり純資産額)	(13,787円)	(14,147円)

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表（2020年5月18日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米国ドル	国債証券計	US TREASURY N/B 6.2500% 08/15/2023	200,000.00	239,265.62	
		US TREASURY N/B 4.7500% 02/15/2037	3,500,000.00	5,631,582.04	
			3,700,000.00	5,870,847.66	
				(629,296,160)	
				5,870,847.66	
				(629,296,160)	
カナダ・ドル	国債証券計	CANADIAN GOVERNMENT 5.7500% 06/01/2029	2,400,000.00	3,520,320.00	
			2,400,000.00	3,520,320.00	
				(267,720,336)	
				3,520,320.00	
				(267,720,336)	
ユーロ	国債証券計	BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND 6.5000% 07/04/2027	2,150,000.00	3,272,897.70	
		FRANCE GOVERNMENT 6.0000% 10/25/2025	2,500,000.00	3,371,799.37	
			4,650,000.00	6,644,697.07	
				(770,519,072)	
				6,644,697.07	
				(770,519,072)	
英国ポンド	国債証券計	UK TREASURY 4.7500% 12/07/2038	1,150,000.00	2,003,911.11	
			1,150,000.00	2,003,911.11	
				(259,706,879)	
				2,003,911.11	
				(259,706,879)	
スウェーデン・クローナ	国債証券計	SWEDISH GOVERNMENT 2.5000% 05/12/2025	21,000,000.00	23,986,368.00	
			21,000,000.00	23,986,368.00	
				(260,731,820)	
				23,986,368.00	
				(260,731,820)	
オーストラリア・ドル	国債証券計	AUSTRALIAN GOVERNMENT 5.7500% 07/15/2022	2,600,000.00	2,907,259.42	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT 4.7500% 04/21/2027	2,350,000.00	3,010,584.64	
			4,950,000.00	5,917,844.06	
				(407,621,098)	
				5,917,844.06	
				(407,621,098)	
合計				2,595,595,365	
				(2,595,595,365)	

(注)1.通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2.合計欄の記載は邦貨額であり、（ ）内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米国ドル	国債証券 2銘柄	100.0%	24.2%
カナダ・ドル	国債証券 1銘柄	100.0%	10.3%
ユーロ	国債証券 2銘柄	100.0%	29.8%
英国ポンド	国債証券 1銘柄	100.0%	10.0%
スウェーデン・クローナ	国債証券 1銘柄	100.0%	10.0%
オーストラリア・ドル	国債証券 2銘柄	100.0%	15.7%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	注記 事項	(2019年5月17日現在)	(2020年5月18日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		8,252,071	14,063,950
コール・ローン		3,103,707	3,763,438
株式		212,131,101	173,719,462
投資証券		1,933,943	-
派生商品評価勘定		1,818	-
未収入金		863,445	-
未収配当金		430,747	264,183
流動資産合計		226,716,832	191,811,033
資産合計		226,716,832	191,811,033
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		1,520	-
未払金		679,594	6,182,628
未払利息		4	5
流動負債合計		681,118	6,182,633
負債合計		681,118	6,182,633
純資産の部			
元本等			
元本		257,693,134	235,398,894
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		31,657,420	49,770,494
元本等合計		226,035,714	185,628,400
純資産合計		226,035,714	185,628,400
負債純資産合計		226,716,832	191,811,033

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月18日から11月17日まで、および11月18日から翌年5月17日までであります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式・投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等の最終相場を、計算期間末日に最終相場がない場合には、直近の日の最終相場で、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 時価が市場で取得できない場合は、価格情報会社または金融商品取引業者・銀行等の提示する価額で評価します。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	(2019年5月17日現在)	(2020年5月18日現在)
1. 期首元本額	286,593,244円	257,693,134円
期中追加設定元本額	103,929円	2,623,125円
期中一部解約元本額	29,004,039円	24,917,365円
元本の内訳		
ファンド名		
パインブリッジ・ニューグローバル ファンド＜毎月分配タイプ＞	89,628,152円	80,510,856円
パインブリッジ・ニューグローバル ファンド＜1年決算タイプ＞	19,327,288円	17,610,086円
パインブリッジ新成長国ダブルプラス ＜毎月分配タイプ＞	117,962,024円	104,973,541円
パインブリッジ新成長国ダブルプラス ＜1年決算タイプ＞	30,775,670円	32,304,411円
合計	257,693,134円	235,398,894円
2. 受益権の総数	257,693,134口	235,398,894口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は31,657,420円で あります。	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は49,770,494円で あります。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2018年5月18日 至 2019年5月17日	自 2019年5月18日 至 2020年5月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、株式、投資証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2019年5月17日現在)	(2020年5月18日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、「（デリバティブ取引等に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	(2019年5月17日現在)	(2020年5月18日現在)
	当計算期間の損益 に含まれた評価差額	当計算期間の損益 に含まれた評価差額
株式	2,691,922	16,030,078
投資証券	252,989	-
合計	2,438,933	16,030,078

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における監査対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	(2019年5月17日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	香港ドル	424,036	-	425,556	1,520
	買建				
	米国ドル	424,036	-	425,854	1,818
合計		848,072	-	851,410	298

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。
3. 換算において円未満の端数は切り捨てています。

(2020年5月18日現在)
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	(2019年5月17日現在)	(2020年5月18日現在)
1口当たり純資産額	0.8772円	0.7886円
(1万口当たり純資産額)	(8,772円)	(7,886円)

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表（2020年5月18日現在）

(1)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
米国ドル	LUKOIL PJSC-SPON ADR	578	66.64	38,517.92	
	YUM CHINA HOLDINGS INC	349	47.15	16,455.35	
	PINDUODUO INC-ADR	2,232	61.30	136,821.60	
	NATURA &CO HOLDING-ADR	1,358	10.94	14,856.52	
	TCS GROUP HOLDING -REG S	1,389	14.56	20,223.84	
小計		5,906		226,875.23	
				(24,318,755)	
メキシコ・ペソ	GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	19,200	48.38	928,896.00	
小計		19,200		928,896.00	
				(4,170,743)	
ブラジル・レアル	CYRELA BRAZIL REALTY SA EMP	3,200	12.65	40,480.00	
	LOJAS RENNER S.A.	2,700	33.42	90,234.00	
	MAGAZINE LUIZA SA	3,000	55.13	165,390.00	
	RAIA DROGASIL SA	1,400	102.83	143,962.00	
		10,300		440,066.00	
小計				(8,057,608)	
ユーロ	JUMBO SA	5,693	14.67	83,516.31	
小計		5,693		83,516.31	
				(9,684,551)	
ハンガリー・フォリント	OTP BANK PLC	638	8,850.00	5,646,300.00	
		638		5,646,300.00	
				(1,846,340)	
ポーランド・ズロチ	DINO POLSKA SA	1,283	155.60	199,634.80	
		1,283		199,634.80	
				(5,072,720)	
香港ドル	CNOOC LTD	33,000	8.42	277,860.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD	3,500	57.40	200,900.00	
	LEE & MAN PAPER MANUFACTURIN	37,000	4.32	159,840.00	
	ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRI H	16,400	23.45	384,580.00	
	HAIER ELECTRONICS GROUP CO	13,000	20.45	265,850.00	
	SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	4,486	89.60	401,945.60	
	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	4,000	135.10	540,400.00	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	6,500	77.05	500,825.00	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	6,000	30.00	180,000.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	3,000	96.60	289,800.00	
	CHINA MOBILE LTD	7,500	56.60	424,500.00	
	ASM PACIFIC TECHNOLOGY	5,600	78.50	439,600.00	
		139,986		4,066,100.60	
				(56,234,171)	
タイ・バーツ	TOTAL ACCESS COMM-FOREIGN	17,900	41.75	747,325.00	

小計		17,900		747,325.00
				(2,496,065)
インドネシア・ルピア	BANK TABUNGAN PENSUNAN NASI	121,000	2,080.00	251,680,000.00
小計		121,000		251,680,000.00
				(1,837,264)
韓国ウォン	DOUZONE BIZON CO LTD	512	104,000.00	53,248,000.00
	KOH YOUNG TECHNOLOGY INC	621	87,300.00	54,213,300.00
小計		1,133		107,461,300.00
				(9,359,879)
台湾ドル	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	1,500	555.00	832,500.00
	MERIDA INDUSTRY CO LTD	5,000	154.00	770,000.00
	CHAILEASE HOLDING CO LTD	13,000	112.50	1,462,500.00
	LARGAN PRECISION CO LTD	210	4,065.00	853,650.00
	TAIWAN UNION TECHNOLOGY CORP	6,620	144.00	953,280.00
	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LT	18,000	66.40	1,195,200.00
	MEDIATEK INC	5,800	411.00	2,383,800.00
小計		50,130		8,450,930.00
				(30,254,329)
インド・ルピー	SHREE CEMENT LTD	177	19,180.50	3,394,948.50
	HINDUSTAN UNILEVER LTD	2,595	2,032.10	5,273,299.50
	DIVI'S LABORATORIES LTD	1,398	2,335.20	3,264,609.60
	BAJAJ FINANCE LTD	360	2,086.45	751,122.00
小計		4,530		12,683,979.60
				(18,011,251)
南アフリカ・ランド	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	3,734	110.27	411,748.18
小計		3,734		411,748.18
				(2,375,786)
合計				173,719,462
				(173,719,462)

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

(注)1.通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2.合計欄の記載は邦貨額であり、（ ）内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米国ドル	株式 5銘柄	100.0%	14.0%
メキシコ・ペソ	株式 1銘柄	100.0%	2.4%
ブラジル・レアル	株式 4銘柄	100.0%	4.6%
ユーロ	株式 1銘柄	100.0%	5.6%
ハンガリー・フォリント	株式 1銘柄	100.0%	1.1%
ポーランド・ズロチ	株式 1銘柄	100.0%	2.9%
香港ドル	株式 12銘柄	100.0%	32.3%
タイ・バーツ	株式 1銘柄	100.0%	1.4%
インドネシア・ルピア	株式 1銘柄	100.0%	1.1%
韓国ウォン	株式 2銘柄	100.0%	5.4%
台湾ドル	株式 7銘柄	100.0%	17.4%
インド・ルピー	株式 4銘柄	100.0%	10.4%
南アフリカ・ランド	株式 1銘柄	100.0%	1.4%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2020年6月30日現在）

資産総額	57,630,251 円
負債総額	94,870 円
純資産総額（ - ）	57,535,381 円
発行済数量	60,219,564 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9554 円
（1万口当たりの純資産額）	（9,554 円）

（注） の資産には、有価証券の評価損益が含まれています。（以下同じ。）

（ご参考）

《1》パインブリッジ先進国債券マザーファンド

（2020年6月30日現在）

資産総額	2,838,755,436 円
負債総額	113 円
純資産総額（ - ）	2,838,755,323 円
発行済数量	1,933,282,204 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4684 円
（1万口当たりの純資産額）	（14,684 円）

《2》パインブリッジ新成長国株式マザーファンド

（2020年6月30日現在）

資産総額	215,723,649 円
負債総額	5 円
純資産総額（ - ）	215,723,644 円
発行済数量	235,398,894 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9164 円
（1万口当たりの純資産額）	（9,164 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（1）名義書換

該当事項はありません。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（７）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

（８）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（2020年6月末日現在）

- ・資本金の額 1,000,000,000円
- ・会社が発行する株式の総数 50,000株
- ・発行済株式総数 42,000株
- ・資本金の額の増減（最近5年間）

2018年 3月 5日 500,000,000円増加。

- ・会社の機構

（1）経営の意思決定

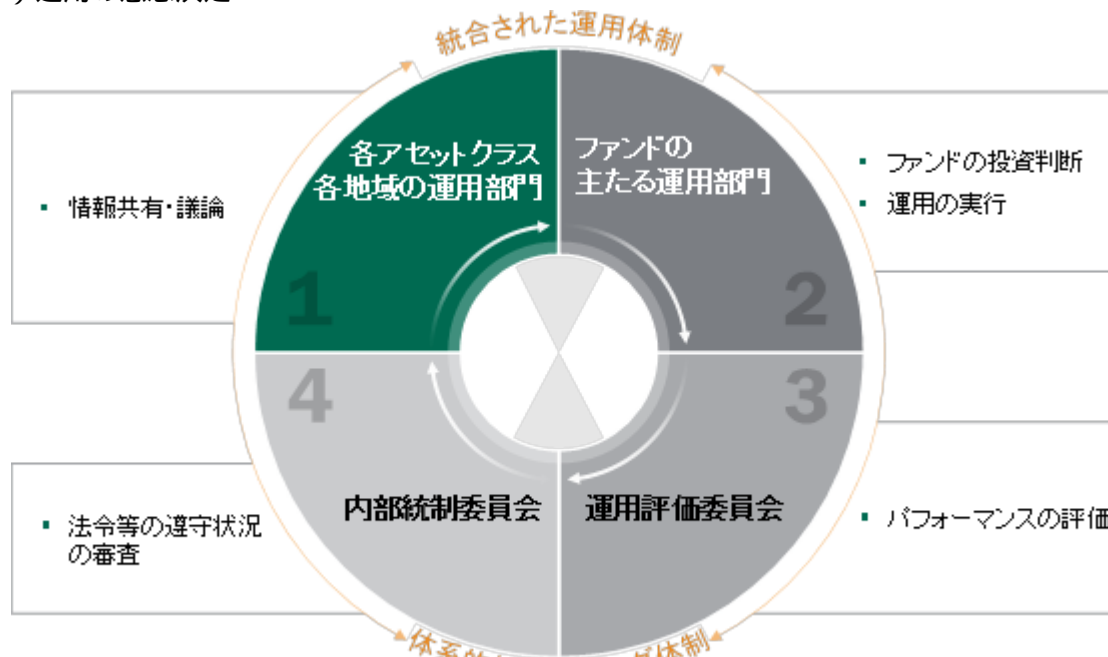
3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

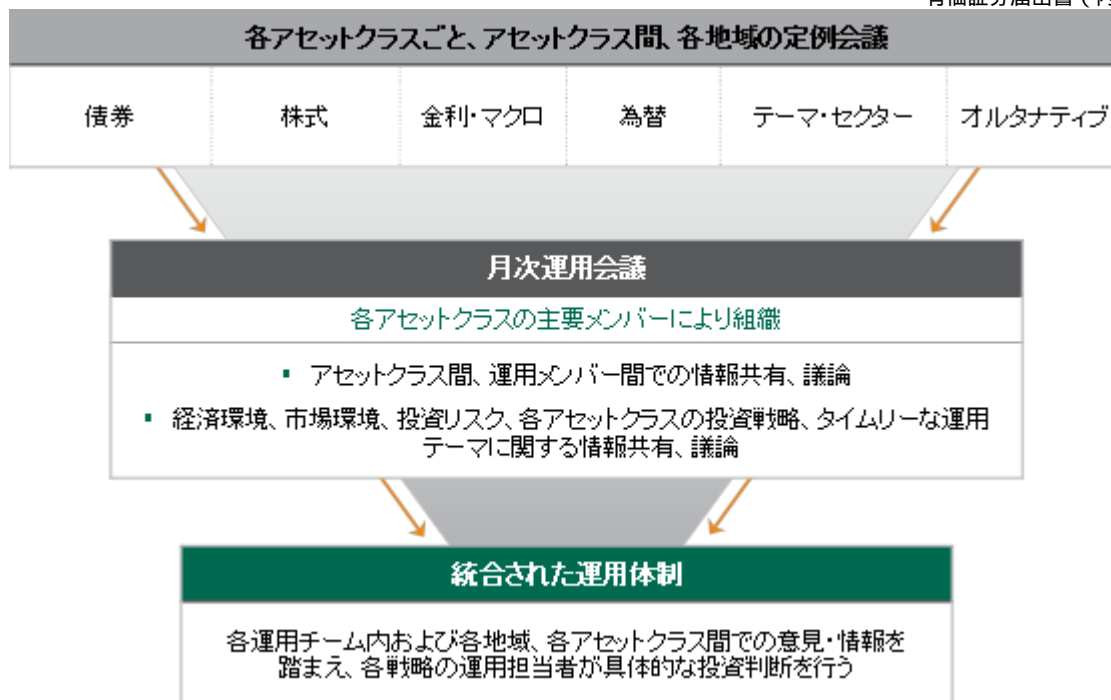
取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長及びその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

（2）運用の意思決定



運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。



前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、2020年6月末日現在、次の通りです。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	18	55,461 百万円
追加型株式投資信託	59	276,887 百万円
合計	77	332,349 百万円

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
- 2．記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
- 3．当社は、第35期事業年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第34期 (2018年12月31日現在)	第35期 (2019年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,425,655	509,244
短期貸付金	-	700,000
前払金	4,981	1,802
前払費用	21,225	21,559
未収入金	135,017	66,346
未収委託者報酬	457,570	449,886
未収運用受託報酬	329,213	266,278
未収還付法人税等	67,765	17,556
未収還付消費税等	30,254	-
立替金	14,880	3,462
未収収益	-	1,347
流動資産合計	2,486,565	2,037,483
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	*1 30,647	*1 0
工具器具備品	*1 7,041	*1 0
有形固定資産合計	37,688	0
無形固定資産		
ソフトウェア	1,360	-
電話加入権	3,875	0
無形固定資産合計	5,235	0
投資その他の資産		
投資有価証券	2,770	958
関係会社株式	164,013	164,013
敷金保証金	109,117	109,816
預託金	74	74
繰延税金資産	85,444	81,814
投資その他の資産合計	361,421	356,678
固定資産合計	404,345	356,678
資産合計	2,890,910	2,394,162

(単位:千円)

	第34期 (2018年12月31日現在)	第35期 (2019年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	23,342	18,935
未払金		
未払収益分配金	240	240
未払手数料	172,561	165,228
その他未払金	227,732	120,558
未払費用	605,315	492,902
未払役員賞与	72,006	35,110
未払法人税等	25,132	2,759
未払消費税等	16,468	29,005
賞与引当金	49,399	-
役員賞与引当金	9,092	-
リース債務	-	3,822
流動負債合計	1,201,290	868,561
固定負債		
賞与引当金	-	77,360
役員賞与引当金	-	15,849
退職給付引当金	79,579	80,317
役員退職慰労引当金	3,398	4,178
リース債務	-	13,020
固定負債合計	82,977	190,725
負債合計	1,284,268	1,059,286
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	58,876	58,876
資本剰余金合計	58,876	58,876
利益剰余金		
利益準備金	265,112	265,112
その他利益剰余金		
任意積立金	230,000	230,000
繰越利益剰余金	53,013	219,029
利益剰余金合計	548,126	276,083
株主資本合計	1,607,002	1,334,959
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	360	84
評価・換算差額等合計	360	84
純資産合計	1,606,642	1,334,875
負債・純資産合計	2,890,910	2,394,162

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第34期 (自2018年 1月 1日 至2018年12月31日)	第35期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,280,295	2,530,890
運用受託報酬	1,250,895	1,201,694
その他営業収益	292,479	185,874
営業収益合計	4,823,670	3,918,459
営業費用		
支払手数料	1,429,483	1,037,516
広告宣伝費	17,638	15,268
調査費		
調査費	572,127	543,109
委託調査費	944,075	851,849
営業雑経費		
通信費	11,849	9,819
印刷費	93,396	61,544
協会費	5,657	5,693
図書費	2,079	1,627
その他	8,858	12,530
営業費用合計	3,085,165	2,538,961
一般管理費		
給料		
役員報酬	38,600	38,600
給料・手当	713,849	689,368
賞与	177,256	204,183
役員賞与	63,396	33,355
賞与引当金繰入	49,399	38,699
役員賞与引当金繰入	9,092	8,587
交際費	1,916	1,922
寄付金	640	-
旅費交通費	20,906	12,949
租税公課	30,629	23,793
不動産賃借料	173,890	173,435
退職給付費用	41,517	39,758
役員退職慰労引当金繰入	780	780
固定資産減価償却費	6,820	9,669
業務委託費	280,550	259,971
諸経費	64,100	54,371
一般管理費合計	1,673,348	1,589,446
営業利益又は営業損失（ ）	65,156	209,947
営業外収益		
受取利息	38	7,237
受取配当金	16	13

為替差益	-	6,172
時効成立分配金・償還金	4,952	-
雑収入	632	784
営業外収益合計	5,639	14,208
営業外費用		
為替差損	4,862	-
支払利息	-	137
貸倒損失	555	-
雑損失	594	-
営業外費用合計	6,013	137
経常利益又は経常損失（ ）	64,782	195,877
特別利益		
固定資産売却益	*1 36	-
特別利益合計	36	-
特別損失		
固定資産除却損	*2 111	*1 7
減損損失	-	*2 55,969
退職特別加算金	-	15,435
投資有価証券償還損	18,163	31
移転価格調整金	*3 67,765	-
特別損失合計	86,040	71,443
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）	21,220	267,320
法人税、住民税及び事業税	12,787	1,092
法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額	*3 67,765	-
法人税等調整額	85,444	3,630
法人税等合計	140,422	4,722
当期純利益又は当期純損失（ ）	119,202	272,043

(3)【株主資本等変動計算書】

第34期（自 2018年1月1日至 2018年12月31日）

（単位:千円）

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本準 備金	その 他資 本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金						利益剰 余金合 計
						任意積 立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	500,000	31,736	-	31,736	265,112	230,000	66,188	428,924	960,660	16,204	16,204	944,456
当期変動額												
新株の発行	500,000	27,140	-	27,140	-	-	-	-	527,140	-	-	527,140
当期純利益又は 当期純損失（ ）	-	-	-	-	-	-	119,202	119,202	119,202	-	-	119,202
株主資本以外の 項目の当期間中の 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15,844	15,844	15,844
当期変動額合計	500,000	27,140	-	27,140	-	-	119,202	119,202	646,342	15,844	15,844	662,186
当期末残高	1,000,000	58,876	-	58,876	265,112	230,000	53,013	548,126	1,607,002	360	360	1,606,642

第35期（自 2019年1月1日至 2019年12月31日）

（単位:千円）

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			株主資本合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額 等合計		
		資本準 備金	その 他資 本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金						利益剰 余金合 計
						任意積 立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	1,000,000	58,876	-	58,876	265,112	230,000	53,013	548,126	1,607,002	360	360	1,606,642
当期変動額												
当期純利益又は 当期純損失（ ）	-	-	-	-	-	-	272,043	272,043	272,043	-	-	272,043
株主資本以外の 項目の当期中の 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	276	276	276
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	272,043	272,043	272,043	276	276	271,766
当期末残高	1,000,000	58,876	-	58,876	265,112	230,000	219,029	276,083	1,334,959	84	84	1,334,875

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。主な耐用年数は、建物附属設備5～15年、工具器具備品は5～15年であります。ただし2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2)無形固定資産(リース資産を除く) ソフトウェア(自社利用分)については、定額法により、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の退職給付要支給額を計上しております。 退職給付引当金の算定にあたり、期末自己都合退職金要支給額を退職給付引当金とする簡便法を採用しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の役員退職慰労金要支給額を計上しております。
4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産及び負債は、主として当事業年度末現在の直物為替相場による円換算額を付しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更	「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、税効果会計関係注記を変更しております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」85百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」85百万円に含めて表示しております。 また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち、前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。
--------------------------------------	--

注記事項

(貸借対照表関係)

第34期 2018年12月31日現在	第35期 2019年12月31日現在										
*1 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物附属設備</td><td>110,806千円</td></tr> <tr> <td>工具器具備品</td><td>108,607千円</td></tr> </table>	建物附属設備	110,806千円	工具器具備品	108,607千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物附属設備</td><td>141,905千円</td></tr> <tr> <td>工具器具備品</td><td>118,436千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>19,353千円</td></tr> </table> 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。	建物附属設備	141,905千円	工具器具備品	118,436千円	リース資産	19,353千円
建物附属設備	110,806千円										
工具器具備品	108,607千円										
建物附属設備	141,905千円										
工具器具備品	118,436千円										
リース資産	19,353千円										

(損益計算書関係)

第34期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日	第35期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日						
*1 固定資産売却益は、工具器具備品36千円であります。 *2 固定資産除却損は、工具器具備品111千円であります。 *3 会社がアメリカン・インターナショナル・グループ(AIG)の傘下にあった2006年3月期に納付済みの税金につき、税務当局より法人税等の還付を受けることが確定しました。この還付金は、会社が同グループから独立する際の合意により、AIGに帰属する取り決めであったことから、AIGに返還する費用として特別損失に計上しています。	*1 固定資産除却損は、建物附属設備7千円であります。 *2 減損損失 (1) 減損損失を認識した資産または資産グループの概要 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td>東京都千代田区</td><td>事業用資産</td><td>建物附属設備、工具器具備品、リース資産、ソフトウェア、電話加入権</td></tr></table> (2) 減損損失を認識するに至った経緯 当事業年度に営業赤字を計上しており、事業用資産について収益性の低下により投資額の回収が見込めないため、減損損失を認識するものであります。 (3) 減損損失の金額 減損損失の内訳は、建物附属設備26,617千円、工具器具備品8,063千円、リース資産16,450千円、ソフトウェア962千円、電話加入権3,875千円であります。 (4) 資産のグルーピングの方法 全社を一つの資産グループとしており、減損損失を計上しております。 (5) 回収可能価額の算定方法 事業用資産については正味売却価額を使用しておりますが、対象資産は売却が困難なため、その帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。	場所	用途	種類	東京都千代田区	事業用資産	建物附属設備、工具器具備品、リース資産、ソフトウェア、電話加入権
場所	用途	種類					
東京都千代田区	事業用資産	建物附属設備、工具器具備品、リース資産、ソフトウェア、電話加入権					

(株主資本等変動計算書関係)

第34期（自2018年1月1日至2018年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	1,000 株	-	42,000 株
合 計	41,000 株	1,000 株	-	42,000 株

(変動事由の概要)

2018年2月22日付けの取締役会決議による普通株式数の増加 1,000株

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第35期（自2019年1月1日至2019年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	42,000 株	-	-	42,000 株
合 計	42,000 株	-	-	42,000 株

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第34期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日	第35期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに 係る未経過リース料 該当事項はありません。	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 ・有形固定資産 主として、本社における複合機(工具 器具備品)であります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記 載のとおりであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料 該当事項はありません。

（金融商品関係）

第34期（自 2018年1月1日至 2018年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入れ、社債発行等による資金調達は行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
1)現金・預金	1,425,655	1,425,655	-
2)未収委託者報酬	457,570	457,570	-
3)未収運用受託報酬	329,213	329,213	-
4)投資有価証券	2,770	2,770	-
資産計	2,215,209	2,215,209	-
1)未払費用	605,315	605,315	-
2)未払手数料	172,561	172,561	-
負債計	777,877	777,877	-

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1) 現金・預金、2) 未収委託者報酬、3) 未収運用受託報酬

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4) 投資有価証券（投資信託）

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

1) 未払費用、2) 未払手数料

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 子会社株式（貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1)現金・預金	1,425,655	-	-	-
2)未収委託者報酬	457,570	-	-	-
3)未収運用受託報酬	329,213	-	-	-
合計	2,212,439	-	-	-

第35期（自 2019年1月1日至 2019年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入れ、社債発行等による資金調達は行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
1)現金・預金	509,244	509,244	-
2)短期貸付金	700,000	700,000	-
3)未収入金	66,346	66,346	-
4)未収委託者報酬	449,886	449,886	-
5)未収運用受託報酬	266,278	266,278	-

6)未収収益	1,347	1,347	-
7)投資有価証券	958	958	-
資産計	1,994,062	1,994,062	-
1)未払手数料	165,228	165,228	-
2)その他未払金	120,558	120,558	-
3)未払費用	492,902	492,902	-
4)リース債務（ 1 ）	16,842	16,842	-
負債計	795,531	795,531	-

（ 1 ）1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1)現金・預金、2)短期貸付金、3)未収入金、4)未収委託者報酬、5)未収運用受託報酬、6)未収収益

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

7)投資有価証券（投資信託）

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

1)未払手数料、2)その他未払金、3)未払費用

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4)リース債務

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2） 子会社株式（貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1)現金・預金	509,244	-	-	-
2)短期貸付金	700,000	-	-	-
3)未収入金	66,346	-	-	-
4)未収委託者報酬	449,886	-	-	-
5)未収運用受託報酬	266,278	-	-	-
6)未収収益	1,347	-	-	-
合計	1,993,103	-	-	-

（注4） リース債務の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
4)リース債務	3,822	13,020	-	-
合計	3,822	13,020	-	-

（有価証券関係）

第34期 2018年12月31日現在		第35期 2019年12月31日現在	
1.子会社株式		1.子会社株式	
(単位：千円)		(単位：千円)	
区分	貸借対照表計上額	区分	貸借対照表計上額

子会社株式	164,013
-------	---------

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託受益証券	2,770	3,131	360

3. 当事業年度に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

子会社株式	164,013
-------	---------

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託受益証券	958	1,042	84

3. 当事業年度に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

（退職給付関係）

第34期（2018年12月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	74,772
退職給付費用	11,098
退職給付の支払額	6,291
期末における退職給付引当金	79,579

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	千円
非積立型制度の退職給付債務	79,579
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	79,579
退職給付引当金	79,579
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	79,579

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 11,098千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、30,419千円でありました。

第35期（2019年12月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	79,579
退職給付費用	10,983
退職給付の支払額	10,246
期末における退職給付引当金	80,317

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	千円
非積立型制度の退職給付債務	80,317
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	80,317
退職給付引当金	80,317
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	80,317

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 10,983千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、28,774千円でありました。

(税効果会計関係)

第34期 2018年12月31日現在	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	
	(単位：千円)
繰延税金資産	
未払金否認	26,659
未払賞与・賞与引当金否認	81,911
退職給付引当金否認	24,370
役員退職慰労引当金否認	1,040
資産除去債務	20,951
繰越欠損金	507,312
その他	12,257
繰延税金資産小計	674,503
評価性引当額	589,059
繰延税金資産合計	85,444
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	30.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5%
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	105.4%
寄付金等永久に損金に算入されない項目	99.9%
法人税等還付金	319.3%
住民税均等割	17.8%
評価性引当額	618.8%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	23.6%
前期確定申告差異	57.4%
その他	1.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	661.7%

第35期
2019年12月31日現在

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：千円）

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金（注）2	562,636
未払金否認	10,895
未払賞与・賞与引当金否認	89,042
退職給付引当金否認	24,596
役員退職慰労引当金否認	1,279
減損損失	17,140
資産除去債務	20,951
その他	9,969

繰延税金資産小計	736,512
----------	---------

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	562,636
------------------------	---------

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	92,061
-----------------------	--------

評価性引当額小計（注）1	654,697
--------------	---------

繰延税金資産合計	81,814
----------	--------

（注）1 繰延税金資産から控除された額（評価性引当額）に重要な変動が生じた主な理由は、当期純損失による税務上の繰越欠損金の増加によるものであります。

（注）2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当該事業年度（2019年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*1）	157,980	194,576	-	-	-	210,080	562,636
評価性引当額	157,980	194,576	-	-	-	210,080	562,636
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（*1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
--------	-------

（調整）

交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
--------------------	------

役員賞与等永久に損金に算入されない項目	4.7%
---------------------	------

住民税均等割	1.4%
--------	------

評価性引当額	24.6%
--------	-------

その他	1.6%
-----	------

税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.8%
-------------------	------

--

（セグメント情報等）

第34期
自 2018年 1月 1日
至 2018年12月31日

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2. 関連情報

（１）製品及びサービス毎の情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への営業収益	3,280,295	1,250,895	292,479

（２）地域毎の情報

営業収益

（単位：千円）

日本	米国	欧州	中国	合計
4,146,114	355,400	314,289	7,865	4,823,670

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客毎の情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

第35期

自 2019年 1月 1日

至 2019年12月31日

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービス毎の情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への営業収益	2,530,890	1,201,694	185,874

(2) 地域毎の情報

営業収益

(単位：千円)

日本	米国	欧州	アジア	合計
3,457,846	206,738	213,081	40,793	3,918,459

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客毎の情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
FWD富士生命保険株式会社	522,602

(注) 当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

3. セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

（関連当事者情報）

第34期（自2018年1月1日 至2018年12月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス B.V.	オランダ、アムステルダム	千ユーロ 18	持株会社	被所有直接 100%	-	-	-	千円 -	-	千円 -

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 209,089	持株会社	-	あり	経営管理 サービス契約	役務提供に対する対価支払 *2	千円 386,161	未払費用	千円 78,482
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	あり	一任契約 サービス契約	役務提供に対する対価受取 *3	千円 464,788	未収入金	千円 108,724
								役務提供に対する対価受取 *3	千円 17,627	未収運用受託報酬	千円 8,510
								委託調査費の支払 *4	千円 436,674	未払費用	千円 102,368
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任契約 サービス契約	委託調査費の支払 *4	千円 149,137	未払費用	千円 45,085
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド	アイルランド、ダブリン	千USドル 369	投資運用会社	-	-	一任契約 サービス契約	役務提供に対する対価受取 *3	千円 311,531	未収運用受託報酬	千円 102,776
			千USドル						千円		千円

同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッド	ホンコン	28,651	投資運用会社	-	あり	経営管理サービス契約	役務提供に対する対価支払*2	57,546	未払費用	19,928
								委託調査費の支払*4	千円 52,221	未払費用	千円 18,188

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

- *1 上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。
- *2 役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーショナル・サポート費用等の当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- *3 役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- *4 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・（ホンコン）・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

第35期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス B.V.	オランダ、アムステルダム	千ユーロ 18	持株会社	被所有直接 100%	-	-	-	千円 -	-	千円 -

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 209,089	持株会社	-	あり	経営管理 サービス契約	金銭の貸付 *5	千円 700,000	短期貸付金	千円 700,000
								受取利息 *5	千円 7,159	未収収益	千円 1,348
								役務提供に対する対価受取 *3	千円 361,022	未収入金	千円 3,201
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	あり	一任契約 サービス契約	役務提供に対する対価受取 *3	千円 279,387	未収入金	千円 52,779
								委託調査費の支払 *4	千円 348,860	未払費用	千円 62,038
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任契約 サービス契約	委託調査費の支払 *4	千円 211,539	未払費用	千円 43,784
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド	アイルランド、ダブリン	千USドル 369	投資運用会社	-	あり	一任契約 サービス契約	役務提供に対する対価受取 *3	千円 205,254	未収運用受託報酬	千円 28,970
			千USドル						千円		千円

同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッド	ホンコン	28,651	投資運用会社	-	あり	経営管理サービス契約	役務提供に対する対価支払 *2	70,969	その他未払金	10,191
								委託調査費の支払 *4	千円 29,493	未払費用	千円 5,742

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

- *1 上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。
- *2 役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーショナル・サポート費用等の当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- *3 役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- *4 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- *5 金銭の貸付に係る利息は、市場金利を参考に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・（ホンコン）・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッドSarI（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

（1株当たり情報）

第34期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日		第35期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	
1株当たり純資産額	38,253円38銭	1株当たり純資産額	31,782円74銭
1株当たり当期純利益金額	2,849円88銭	1株当たり当期純損失金額	6,477円21銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

第34期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日		第35期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	
当期純利益	119,202 千円	当期純損失	272,043 千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る当期純利益	119,202 千円	普通株主に係る当期純損失	272,043 千円
普通株式の期中平均株式数	41,827 株	普通株式の期中平均株式数	42,000 株

(重要な後発事象)

第34期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日		第35期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（ 4 ）および（ 5 ）において同じ。 ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記（ 3 ）および（ 4 ）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

名称及び資本金の額（2020年3月末日現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社 324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名称及び資本金の額（2020年3月末日現在）

a. 株式会社大垣共立銀行 46,773百万円

b. 楽天証券株式会社 7,495百万円

c. 株式会社高知銀行 19,544百万円

d. 株式会社SBI証券 48,323百万円

e. OKB証券株式会社 1,500百万円

事業の内容

a. およびc. 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

b.、d. およびe. 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

（3）投資顧問会社（パインブリッジ新成長国株式マザーファンドの投資顧問会社）

名称及び資本金の額

パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー（PineBridge Investments LLC）

資本金 50,000千米国ドル（2020年3月末日現在）

事業の内容

主として、米国において、投資顧問業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

なお、信託事務の処理の一部について、後記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

（2）販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、販売、一部解約の実行請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

（3）投資顧問会社（パインブリッジ新成長国株式マザーファンドの投資顧問会社）

当ファンドの投資対象であるパインブリッジ新成長国株式マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社より外貨建て資産の運用指図に関する権限の委託を受け、運用に関する投資判断、発注等を行います。

3【資本関係】

（1）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

（３）投資顧問会社（パインブリッジ新成長国株式マザーファンド の投資顧問会社）

該当事項はありません。

参考情報

再信託受託会社の概要（2020年3月末日現在）

名称	： 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金	： 10,000百万円
資本構成	： 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社46.5%、日本生命保険相互会社33.5%、 明治安田生命保険相互会社10.0%、農中信託銀行株式会社10.0%
業務の内容	： 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する 法律に基づき信託業務を営んでいます。

第3【その他】

1. 目論見書の表紙には、ロゴ・マーク、写真、キャッチコピーや図案を使用する場合があります、委託会社の概要等をあわせて記載することがあります。
2. 目論見書のうち、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める目論見書（投資信託説明書（請求目論見書））の巻末に、信託約款の全文を添付します。
3. 有価証券届出書「第二部 ファンド情報」中の「第1 ファンドの状況」の詳細内容について、図表化、グラフ化して目論見書の関連箇所に記載することがあります。また、運用状況に記載のデータ等の更新を行うことがあります。
4. 目論見書には、以下の趣旨の記載を行うことがあります。
 - （1）投資信託は預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨
 - （2）投資信託は金融機関における預金、あるいは保険会社における保険商品とは異なり、元金が保証されるものではない旨、および投資した資産の価値の減少を含むリスクは購入者が負うこととなる旨
 - （3）証券会社以外で購入した投資信託は、投資者保護基金による保護の対象とはならない旨
 - （4）当ファンドは世界主要国の高格付けの国債や新成長国の株式を主要投資対象とする旨、ならびに組入有価証券の価格下落や外国為替相場の変動の影響により基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがある旨
 - （5）投資信託説明書（請求目論見書）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる他、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付する旨
 - （6）当ファンドは、商品内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する旨
 - （7）当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
 - （8）購入に際しては、交付目論見書の内容を十分に読む必要がある旨

独立監査人の監査報告書

2020年3月23日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年7月1日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ・ニューグローバルファンド<1年決算タイプ>の2019年5月18日から2020年5月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・ニューグローバルファンド<1年決算タイプ>の2020年5月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した

監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。